令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑦　）

施策名	目標　３－１　大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）第2				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—.	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	－	－	－		
2　全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△
					別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	－	－	－		
3　大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%）	—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○
					別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	－	－	－		
4　我が国の降水中pHの加重平均値（pH）	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△
					5.04	5.07	4.98	集計中	―	―	―		

5	アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合（解体等工事に係るもの）	—	—	100	—	100	100	100	100	100	100	—	環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。	○
						93.9	100	96.1	100	—	—	—		
6	解体等工事に係る事前調査結果の報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。	_
						—	618246	764145	—	—	—	—		
7	環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数	—	—	2	—	-	-	2	2	2	2	2	有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。	×
						0	0	0	0	—	—	—		

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
8	我が国における水銀大気排出量（t）	前年度に比べて排出量を削減する	-	前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。	○
9	国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有	—	-	全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。	○
10	放射性物質に係る環境汚染の防止	—	-	我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。	○

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 大気汚染防止推進費（昭和46年度）	1～4,7,9	004780	(5) 光化学オキシダント等総合対策費（平成20年度（令和6年度より名称変更））	1	004787	(9) EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度）	-	004824	(13) —	—	—	(17) —	—	—
(2) 有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替）	1,7	005934	(6) 大気環境監視システム整備経費（昭和47年度）	1	-	(10) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】	1	004786	(14) —	—	—	(18) —	—	—

(3)	石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替）	5,6	004690	(7)	大気環境に関する国際協力推進費（平成14年度）	9	007476	(11)	水銀大気排出対策推進事業費（平成27年度）	8	004782	(15)	―	―	―	(19)	―	―	―
(4)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度）	1	004784	(8)	モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度）	1,2,3	005850	(12)	放射能調査研究費（昭和32年度）	10	-	(16)	―	―	―	(20)	―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）
		③相当程度進展あり
		（判断根拠）
		○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）については令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和5年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。 ○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等44地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点はなかった。 ○最新の水銀大気排出インベントリーの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。 ○優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○PM2.5の環境基準達成率は、令和3年度に初めて一般局、自排局ともに100%となったが、令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持していた。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。この状態を今後も維持すべく、引き続きPM2.5の大気排出量削減に取り組む必要がある。 ○光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度地域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっているが、令和5年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低い水準となっているため、令和6年度末の「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」のとりまとめを元に、引き続き光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策を推進する必要がある。 ○これまで酸性雨の状況及び影響の把握をしてきたが、降水中pHの改善が緩やかであるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。 ○アスベスト大気濃度調査については、一般大気環境の石綿濃度が目標値（1本/L以下）を超えた地点はなかった。令和3年4月より順次施行されている改正大気汚染防止法を踏まえて、解体等工事に係る事前調査結果の報告を徹底し、アスベストの大気への飛散をより一層防止する必要がある。 ○有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうちの優先取組物質について、環境目標値が設定されていない物質も存在することから、これらの物質について環境目標値の設定に向けた検討を早急に進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】
		○引き続きPM2.5対策を進めるとともに、光化学オキシダントについては、令和4年1月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」の令和6年度のとりまとめに基づき、引き続き光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策等、効果的な取組の検討等を進める。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、水銀も含めて引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。 ○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、令和8年1月から開始される工作物事前調査者制度の施行状況を踏まえて検討を進め、アスベストの大気への飛散をより一層防止する。 ○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について、大気環境中濃度や排出実態、疫学調査等の知見の収集・把握を通じて、早急に環境目標値の設定に向けた検討を進める。また、健康リスク評価の結果について専門委員会に諮る。
		【測定指標】
		―
学識経験を有する者の知見の活用		○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。今後は、令和6年度のとりまとめを元に同部会において次期ワーキングプランについて審議を受け、策定する。
SDGs目標との関係		【主な目標】 本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		○各年度　大気汚染状況報告書（環境省） ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省　平成14年3月策定・31年3月改訂） ○アスベスト大気濃度調査結果について（環境省　報道発表添付資料）

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO2)　エ. 二酸化窒素(NO2)　キ. トリクロロエチレン　コ. 微小粒子状物質(PM2.5)

イ. 一酸化炭素(CO)　オ. 光化学オキシダント(Ox)　ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM)　カ. ベンゼン　ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO_2)　ウ. 光化学オキシダント　オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM)　エ. 二酸化いおう(SO2)　カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO2)　イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標年	目標値
①	ア	99.9	100	99.8	99.9	99.8	99.7	99.8	99.5	99.8	－	100
	イ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ウ	99.6	100	99.8	99.8	100	99.9	100	100	100	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	0	0.1	0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	－	100
	カ	100	99.8	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	キ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ク	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	コ	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	98.3	100	99.9	100	－	100
②	ア	99.8	99.7	99.7	99.7	100	100	100	100	100	－	100
	イ	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	ウ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－	100
	エ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	オ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100
	カ	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	98.3	100	100	100	－	100
③	ア	99.5	99.5	99.5	99.5	100	100	100	100	100	－	100
	イ	99.5	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑧　）

施策名	目標　３－２　大気生活環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課		
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 騒音に係る環境基準達成状況（%）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	△
					89.6	90.6	90.0	―	―	―	―		
2 騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（%）	―	－	100	－	－	－	－	－	－	－	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	△
					94.6	94.9	95.0	―	―	―	―		
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	―	－	100	－	－	－	－	－	－	－	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	×
					87.9	88.3	87.0	―	―	―	―		
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%）	―	－	100	－	－	－	－	－	－	－	―	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	×
					55.5	55.6	50.0	―	―	―	―		
5 振動に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	―	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	_
					4,207	4,449	4,267	―	―	―	―		
6 悪臭に係る全国の苦情件数（件）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	―	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。	_
					12,950	12,435	11,735	―	―	―	―		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度）	1,5,6	004798	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) モビリティ騒音・振動対策推進費（平成12年度）	2,3,4	004800	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) －	－	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) －	－	－	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	④進展が大きくない
		（判断根拠）	○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は90.0%となっている。 ○自動車騒音について、令和5年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は95.0%となっている。 ○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は87.0%となっている。 ○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は50.0%となっている。 ○振動に関する苦情件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加したが、その後、横ばい傾向である。 ○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向に転じ、近年は横ばい傾向で。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	－	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	－
		【測定指標】	－

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○「我が国の環境騒音に係るあり方に関する検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音の測定・評価及び対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものである。騒音環境基準をの高い達成率を維持しつつ更なる達成率の向上に努め、また、環境基準を設定してない振動・悪臭については苦情件数を把握し、更なる苦情件数の減少に努めた。当該取組を通じて目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 「騒音規制法」等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル周知による各地方公共団体の取組推進等、都市部の環境上の悪影響を軽減する取組を通じて目標11番「住み続けられるまちづくりを」 の達成に貢献できた。 また、風力発電施設や、省エネ型温水器等から発生する騒音に関して情報収集することは、これらの普及の一助及び騒音抑制のための技術開発につながるため、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度　騒音規制法施行状況調査（環境省） ○各年度　振動規制法施行状況調査（環境省） ○各年度　悪臭防止法施行状況調査（環境省） ○各年度　自動車交通騒音実態調査報告（環境省）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑨　）

施策名	目標　３－３　水環境の保全（海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。）	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室 水道水質・衛生管理室		
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 水循環基本計画（令和6年8月30日閣議決定） 瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等（令和4年2月25日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等（令和元年5月31日閣議決定） 第4期海洋基本計画第2部の3等（令和5年4月28日閣議決定） 総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
					99.1	99.1	99	－	－	－	－		
2 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（河川）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
					93.1	92.4	93.8	－	－	－	－		
3 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（湖沼）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	×
					53.6	50.3	52.6	－	－	－	－		
4 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（海域）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	×
					78.6	79.8	80.5	－	－	－	－		
5 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）【全体】	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	×
					88.3	87.8	89.1	－	－	－	－		
6 地下水における水質環境基準の達成率（%）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
					94.9	94.7	94.9	－	－	－	－		

7	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%）	―	―	100	―	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	―	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。	△
						別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	―		
8	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（%）	―	―	100	―	―	―	―	―	―	―	―	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。	×
						90.3	80	82.8	―	―	―	―		
9	水道水質基準適合率（%）	-	H16	100	―	―	―	―	―	―	―	―	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
						99.1	99	集計中	―	―	―	―		

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
10	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万ﾄﾝ）	0	―	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。	○
11	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	―	―	水循環基本計画等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。	○
12	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	47	―	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書（平成25年12月）において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。	○
13	海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関する調査・研究結果の把握・共有	―	―	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。	○

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	水質汚濁防止推進費（平成22年度）	1,2,9	004802
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（昭和53年度）	2,4	004805
(5)	地下水・地盤環境対策費（平成19年度）	3,5	004809
(6)	水環境に関する国際協力推進費（平成22年度組替）	8	004810
(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費（平成19年度）	10	004814
(10)	良好な環境の創出促進事業（令和5年度）	1,2	004818
(13)	水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費（平成17年度）	6	002369
(14)	PFAS対策推進費（令和5年度）	1,6	019682
(17)	―	―	―
(18)	―	―	―

	(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度）	4	004806	(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度）	7	004804	(11)	琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度）	2	004819	(15)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費（令和5年度）	1	004790	(19)	―	―	―
	(4)	豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度）	4	004807	(8)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度）	7	004813	(12)	環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】	1	004786	(16)	―	―	―	(20)	―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率（令和４年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和4年度）は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(令和５年度)は94.9%と概ね目標値に近い。 ○閉鎖性海域における窒素及びりんの環境基準達成率（令和４年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。 ○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和５年度は82.8%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。 ○水道水質基準達成率（令和4年度）は99%で概ね目標値に近い。また、水道水におけるPFOS・PFOAの暫定目標値について、食品安全委員会の評価結果等を踏まえて水質基準への引き上げを含む方向性を検討した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○公共用水域における水質環境基準のうち湖沼・海域の達成率は、河川と比較して低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 ○地下水質における水質環境基準の達成率は、横ばいの傾向にある。 ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 ○地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年横ばいの傾向にある。 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の削減に有効かつ効率的に寄与している。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・底層溶存酸素量（平成28年３月　水質環境基準に追加）について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。
		【測定指標】	○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%） ○測定指標6. 地下水質における水質環境基準の達成率（%） ○測定指標7. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%） ○測定指標8. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合（%） ○測定指標9. 水道水質基準適合率（%） ○測定指標7. 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） ○測定指標8. 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） ・引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえ適切な目標回数を設定し、目標達成に向けた取組を進めていく。 ○測定指標10. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。 ―
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和6年４月に答申がなされた。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。 ○中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会等において、水道水におけるPFOS・PFOAの暫定目標値の方向性について検討した。	SDGs目標との関係
			【主な目標】 ・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・プラスチック・スマートでは、令和6年度末までに3500件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を7自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第２版として15例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替）等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○公共用水域水質測定結果（環境省） ○地下水質測定結果（環境省） ○全国の地盤沈下地域の概況（環境省） ○水道統計（日本水道協会）	

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑩　）

施策名	目標　３－４　土壌環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室		
施策の概要	○市街地等における土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） 第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理等 第3部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率（%）（成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数）	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	100	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	△
					96.4	96.3	97	－	－	－	－		
2　ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%）	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	○
					100	100	100	100	－	－	－		

測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標） 施策の進捗状況（実績） R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3　土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	－	－	－	－	3	3	2	2	2	－	－	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	○
					3	3	2	2	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　土壌汚染対策費（平成28年度）	1,2	004821	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-9】	1	004786	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－

	(3)	PFAS対策推進費 （令和5年度）	3	019682		(7)	－	－	－		(11)	－	－	－		(15)	－	－	－		(19)	－	－	－
	(4)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費 （令和5年度）	3	004790		(8)	－	－	－		(12)	－	－	－		(16)	－	－	－		(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は97.0%(令和5年度末）であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。 ○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	2017年5月に成立した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の附則を踏まえ、2024年7月に中央環境審議会水土壌・農薬部会土壌制度小委員会を設置し、土壌汚染対策法の点検・見直しに係る検討を進めているところであり、その結果も踏まえて方向性を検討する。
		【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○土壌汚染対策法の点検・見直しにおいて、中央環境審議会水土壌・農薬部会土壌制度小委員会等を設置し、学識経験を有する者も委員として参画し、その知見を活用して、見直しの論点等について一定の成果を得た。 ○低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験の実施において、学識経験を有する者が委員として参画し、実証試験を行う事業者に対して助言や評価を行い、実証試験について一定の成果を得た。	SDGs目標との関係	【主な目標】 土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。 当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項（調査方法や基準見直し）について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論を行い、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度　土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果（環境省） ○各年度　土壌汚染調査・対策手法検討調査業務（環境省） ○各年度　ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（環境省）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑪　）

施策名	目標　３－５　ダイオキシン類・農薬対策	担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室		
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年）	－	－	176	―	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 （※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年）） 96　102　101　―　―　―　―	○
2　水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計）	―	―	618	R6年度	597	601	608	618	―	―	―	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。 593　598　605　609　―　―　―	

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
3　ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%）	1	－	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　ダイオキシン類総合対策費（平成12年度）	1,3	004823	(5)　―	―	―	(9)　―	―	―	(13)　―	―	―	(17)　―	―	―
(2)　農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R6-11】	2	004822	(6)　―	―	―	(10)　―	―	―	(14)　―	―	―	(18)　―	―	―

	(3)	―	―	―		(7)	―	―	―		(11)	―	―	―		(15)	―	―	―		(19)	―	―	―
	(4)	―	―	―		(8)	―	―	―		(12)	―	―	―		(16)	―	―	―		(20)	―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	○令和5年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和5年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		○ダイオキシン類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。 ○ダイオキシン類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。 ○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農薬対策については、新たに農薬登録基準の設定依頼がなされた農薬を随時目標数に加えてきたこと等から水域基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【施策】 ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。 ○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。
		【測定指標】	―

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った（令和5年度）。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ダイオキシン類の削減を図ることで、健康リスクを低減し、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬使用に起因する公共用水域の汚染防止を図ることを通じて、目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ダイオキシン類の削減を図ることで、環境に与える影響を低減し、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減を通じて、目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー） ○各年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑫　）

施策名	目標　３－６　東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課		
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等 ○総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2024年3月改定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	3145回	－	3145	3145	3145	3145	－	－	－	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△
					3145	3144	3144	3144	－	－	－		
2　地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	369回	－	919	919	915	909	－	－	－	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△
					919	909	878	854	－	－	－		
3　被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	144回	－	144	144	144	144	－	－	－	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					144	144	144	144	－	－	－		
4　ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	492回	－	－	302	492	492	－	－	－	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	×
					－	302	492	432	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度）	1	000643	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 地下水放射性物質モニタリング調査（平成23年度）	2	000643	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度）	3	000643	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査	4	000643	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ③相当程度進展あり
		（判断根拠） 天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○各モニタリング事業により環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積し発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。 ○天候等による欠測についてはやむを得ないものであるが、できる限り減らすよう引き続き努める。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○次期の施策の達成すべき目標について 引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。
		【測定指標】 ○指標の目標の妥当性について 引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえて適切な目標回数を設定し、100%達成することを目標とする。
学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。	SDGs目標との関係：【主な目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海域環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○福島県及び周辺都県の公共用水域における放射性物質モニタリング結果（環境省） ○地下水質のモニタリング調査における放射性物質の測定結果（環境省） ○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査（環境省） ○ALPS処理水海域モニタリング測定結果（環境省）	